

## 同意書

私は、「川越PRパートナー（任期：令和8年7月1日から令和10年6月30日まで。以下「PRパートナー」という。）」の任命を受けるにあたり、下記の事項に同意します。

令和8年 月 日  
「PRパートナー」  
アカウント名  
(@ )  
署名（本名）

### 記

- 1 以下の内容の投稿及びシェア等の意思表示を行わないものとする。
  - (1) 個人情報で、本人の許諾を得ていない情報
  - (2) 特定の個人・団体への誹謗・中傷、単なる批判
  - (3) 不快語、差別語を用いた文書
  - (4) 客観的事実に基づかない思想・信条の吐露
  - (5) 公序良俗に反する内容
  - (6) 企業・団体・機関の秘密に関する内容
  - (7) 特定の政治活動、宗教活動に関する内容
  - (8) 人権侵害のおそれのある表現・内容
  - (9) 外交上の問題を含む表現・内容
  - (10) 著作権や肖像権侵害のおそれのある内容
  - (11) 事実と異なる内容（ただちに真正の内容に修正する）
  - (12) 川越市と関わりがない商品（市産品や市内企業が製造した商品ではない商品など）やスポット（市外の観光地や飲食店など）のPR
  - (13) Instagramの利用規約とポリシーに反する内容
  - (14) その他、SNSへの掲載がふさわしくないと市が判断したもの
- 2 PRパートナーとしての活動において、企業などからの有償の依頼を受けないこと。
- 3 PRパートナーとしての活動で知り得た秘密の情報を第三者に漏らさない

こと。任期満了後においても同様とする。

- 4 下記事項のいずれかに該当するときは、直ちにPRパートナーを解任すること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 5 PRパートナーとしての活動に関し、万一法律上の問題が生じた場合、川越市の責めに帰すべき理由を除き、PRパートナーの責任及び負担においてその一切を解決すること。
- 6 PRパートナーとして投稿した写真などは、川越市公式ホームページや公式SNSなどの川越市の広報媒体、また川越市の作成する資料や報告書などに掲載される場合があること。
- 7 PRパートナーとして不適切な行為や投稿がある、活動意欲が欠如していると川越市が判断した場合は、任期途中であっても同意なく解任等の措置を行う可能性があること。
- 8 解任となった場合には、直ちにPRパートナーとしての記載（Instagramプロフィール欄等）を削除すること。